平成２３年（フ）第８４２号
千葉県柏市逆井藤ノ台５番地１　コンフィデンスＢ－１号
債務者　小島美由紀
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８４６号
千葉県松戸市根木内111番地の10
債務者　石原エレインこと　イシハラ　エレイン　イバネス
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８７８号
千葉県野田市柳沢53番地の87　ルックハイツアタゴ107
債務者　染谷　茂雄
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９１号
千葉県松戸市高塚新田400番地の49　ウィステリア105号
債務者　鈴木　和美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８９９号
千葉県鎌ケ谷市東道野辺３丁目４番17号
債務者　石塚　勝弘
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９１４号
千葉県流山市加５丁目1683番地の２
債務者　田野十四男
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９１５号
千葉県流山市加５丁目1683番地の２
債務者　田野ミチ江
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８６１号
名古屋市中区橘２丁目１番24号　フレックス大須902号
債務者　渡邊　英明
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８９１号
愛知県知多郡美浜町大字河和字岡ノ脇28番地１　ハイツ岡ノ脇１－１
債務者　一条　勝則
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３４号
福岡県小郡市三国が丘３丁目103番地、前住所福岡県筑紫野市塔原東３丁目12番12―303号
債務者　吉岡　清喬
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３３５号
福岡県小郡市三国が丘３丁目103番地、前住所福岡県筑紫野市塔原東３丁目12番12―303号
債務者　吉岡　幸江
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２３９号
和歌山県橋本市岸上529番地の３
債務者　齋藤　克彦
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５００号
和歌山県紀の川市藤井24番地18
債務者　仕合　　仁
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０１号
和歌山県紀の川市藤井24番地18
債務者　仕合　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５０４号
和歌山市木ノ本327番地の31
債務者　上西香朱美
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５３７号
和歌山市松江東４丁目７番11号
債務者　平野　敬三
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第５４３号
和歌山市和歌川町５－６　和歌川壱番館105号、住民票上の住所和歌山市松ヶ丘３丁目１番33号
債務者　岩淵　浩和
1　決定年月日時　平成23年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係